

年金制度改革—法案はどうか

予算案の再修正による成立という混乱、「政治とカネ」をめぐる問題など、政界の混迷が続くなかで、現政権の命運をかけた通常国会後半に入った。その通常国会への年金改革関連法案の提出が遅れている。自党内には参議院選挙への影響を考慮してできるだけ先送りしたいという声も強いようで、先行き不透明だ。

次期年金制度改革の厚生労働省案は、すでに2月7日に取りまとめられている。昨年12月の社会保障審議会年金部会の「議論の整理」、同月の与党の自民党および公明党の年金制度改革に向けた「提言」を踏まえたものである。改正の主な事項は6つであるが、国会審議の争点をあえて絞れば2つ。基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了による基礎年金の底上げと短時間労働者への被用者保険の適用拡大である。

基礎年金底上げの具体的手法としての積立金に着目した厚生年金と国民年金の財政調整については、それなりの合理的な説明はつくものの、年金部会では、後付けの説明に異議を唱える一部委員のほか、労使の賛同が得られず、将来的な国庫負担増（過去30年投影ケースの場合で、現行制度に比べて将来的には年2.6兆円増）に要する安定財源確保の見通しが無いという問題の指摘もあった。また、基礎年金の水準は社会経済情勢の影響も受けるため、改正案では、2029年の次期財政検証後に判断の上、別に定める年度以降に発動することとしている。

被用者保険適用拡大については、事務や保険料の負担増を危惧する中小企業事業主の声が強かった。そのため、当初案では2029年10月までに2段階で実施することとしていた従業員50人以下の企業への適用拡大を、改正案では2035年までに4段階で実施することに修正。従業員5人以上の個人事業所への適用についても、当初案では新規事業所は2029年10月から、既存事業所は新規施行から4年以内に施行としていたが、改正案では既存事業所については当面期限を設けないことに修正している。また、事業主が労使折半を超えて保険料を負担する時限的な特例措置を利用して負担した保険料については、一定割合を制度的に支援する。

懸念されていたことだが、積立金を活用した基礎年金の底上げは、着実な効果が見込めるがゆえに、同様な効果を有する被用者保険の適用拡大や、基礎年金45年化に向けた今後の取組みへのインセンティブを大きく低下させることになった。早くから改革の王道とも言うべき柱の1つとされてきた基礎年金の45年化は早々と先送りされ、もう1つの柱であった被用者保険適用拡大も当初案から大きく後退した。

年金制度改革はどのような政権であっても向き合わなければならない、国会で熟議すべき課題である。今や年金政策にバラ色の抜本改革論はあり得ず、現行制度の枠組みを踏まえた漸進的改革にならざるを得ない。選択肢が限られることからすれば、合意形成の可能性は高いはずだ。しかしながら、年金を含む社会保障政策は、財政とも不可分で国政の最重要課題になっており、政治を離れてはあり得ないという現実がある。そうであればこそ、社会保障を政争の具としない超党派の取組みが必要ではないか。政界再編にまで発展するのかもしれない。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障審議会委員、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

